



福県医発第 2005 号（地）

令和 6 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿
各 看 護 学 校 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

看護職の養成に関する情報の共有について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

本資料は、看護職員養成・確保に関して本年 6 月に日本医師会により開催された都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会において多くのご意見・ご要望を受け、また、医師会立養成所の調査結果からも養成所運営が極めて厳しい状況にあるという認識の中で、連絡協議会後の厚生労働省との協議や連絡協議会において後日回答することとされていた内容等について記載されております。

つきましては、貴会及び貴校におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料は「内部資料」とされておりますが、都道府県・市町村行政との協議に使用することは差し支えないとのことです。

記

資料内容

- 1) 都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会について
 - ① 外国人の看護師等養成所への入学について
 - ② 看護師等養成所のサテライト構想（案）について
 - ③ 動画の活用について
 - ④ その他の回答、情報提供
- 2) (参考) 教員、実習施設確保等に関する取り組みについて

以上

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

令和 6 年 10 月 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江 澤 和 彦

（公印省略）

看護職の養成に関する情報の共有について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

看護職の養成・確保に関しましては、本年 6 月に開催した都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会でも多くのご意見・ご要望をいただきました。また、毎年実施している医師会立養成所の調査結果からも、その運営は極めて厳しい状況にあると認識しております。

今般、先の連絡協議会後の厚生労働省との協議や、後日回答することとしていた内容等について、別添の通りまとめましたのでお送りいたします（本資料は「内部資料」としてありますが、都道府県・市町村行政との協議に使用することは差し支えありません）。

今後も厚生労働省と協議を続けてまいりますので、貴会におかれましても引き続きご尽力賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

併せて、貴会管下医師会立養成所等への周知につきましても、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ】

日本医師会地域医療課（担当：西田）

chiiki_1@po.med.or.jp

TEL 03-3942-6137

令和6年度都道府県医師会 医療関係者担当理事連絡協議会

後日回答・情報共有

令和6年10月

日本医師会



6月12日に開催した都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会において、後日回答としていたものを中心に、資料にまとめました。現状でまだ協議中の内容もございますが、よろしくお願いいたします。

内容

◆ 外国人の看護師等養成所への入学について

◆ 要望事項について

(参考) 教員、実習施設確保等に関する取り組み

1 外国人の看護師等養成所への入学について

外国人の方の看護師等養成所への入学について、在留資格別に整理しました。
(※厚生労働省経由で出入国在留管理庁に確認いただいた内容です)

(1) 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインにおける記載

第4 学生等に関する事項

5 外国人の留学生の受入れ

(1) 看護師等養成所で留学生を受け入れる際は、教育指導の観点から、指定規則に定める専任教員に加えて、必要に応じて担当する専任教員をおくこと。

(2) 留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。

ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。

イ 少額資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務付けるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択にゆだねること。

ウ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。

エ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

(2)在留資格ごとの看護師等養成所への入学の可否・留意事項

※日医作成

在留資格	看護師等養成所への入学の可否・留意事項
①日本人の配偶者等	入学可（入学を妨げる規定はない） 入学要件として日本語能力検定試験を課すことも問題ない。 （ガイドラインでは「日本語能力を確認すること」とされている）
②留学	①入学可（留意事項はガイドライン参照） ※資格外活動許可があれば週28時間以内でアルバイト可 ②看護師国家試験、准看護師試験合格後は、在留資格「医療」に切り替えて就労可 （看護師は在留期間更新に制限なし。准看護師は、本邦において准看護師の免許を受けた後4年以内の期間中に研修として業務を行うことが可能。）
③技能実習（介護）で入国	入学 不可 （在留資格「留学」への切替は不可） ※技能実習制度の趣旨は、実習中に学んだ技術を母国に還元することであるため、 原則として「留学」への切替は不可。 ※「技能実習（介護）」・・・人材育成2を通じた母国への技能等の移転。介護施設等で実習、最大5年で帰国。ただし、介護福祉士国家試験に合格すれば、在留資格「介護」に切り替え可能
④特定技能（介護）で入国	入学可（そもそも就労目的のため、あまり想定されないと思われる。在留資格「留学」（介護専門学校）への切替事例はある。） ※「特定技能（介護）」・・・人手不足に対応した一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ。介護施設等で就労、通算5年で帰国。ただし、3年以上就労後、介護福祉士国家試験に合格すれば在留資格「介護」に切り替え可能。

【まとめ】「技能実習」や「特定技能」で介護施設や病院等で介護職や看護助手として働いている方の**看護師等養成所への入学のための在留資格の切替**（在留資格変更）は、「技能実習」で入国した場合は原則**不可**、「特定技能」で入国した場合は**可能**。

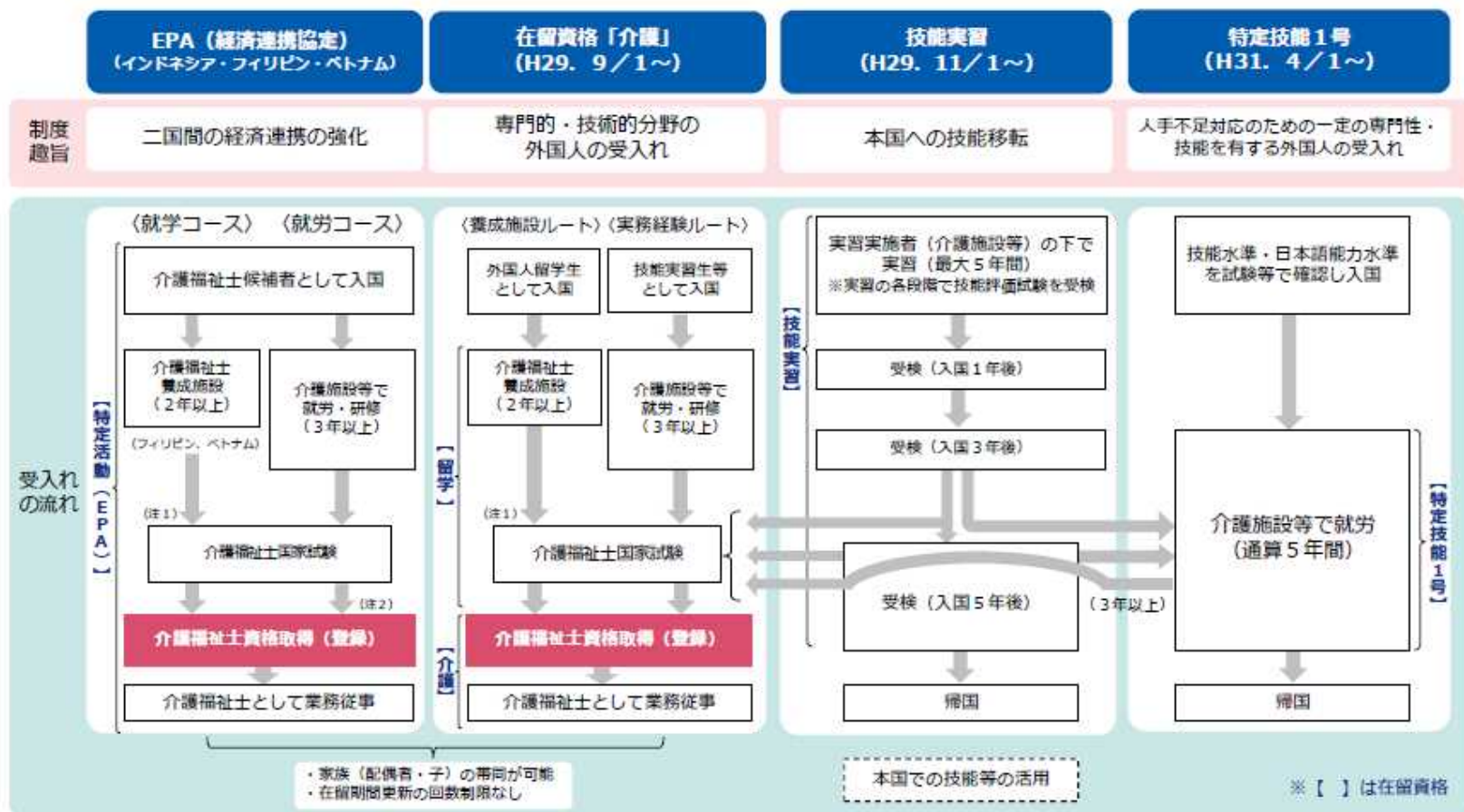
＜参考＞ 日本語能力について

- 技能実習・・・1年目（入国時）はN 3程度が望ましい水準、N 4程度が要件、2年目はN 3程度など、介護分野独自の日本語能力の要件等を設けている。
- E P A・・・フィリピンN 5程度以上（N 4程度以上で調整中）、ベトナムN 3程度以上（N 2以上は入国後の日本語研修免除）、インドネシアN 4程度以上
- 外国の看護師等養成所を卒業した者で、日本の中学校や高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N 1が必要

(参考) 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

外国人介護人材受入れの仕組み



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

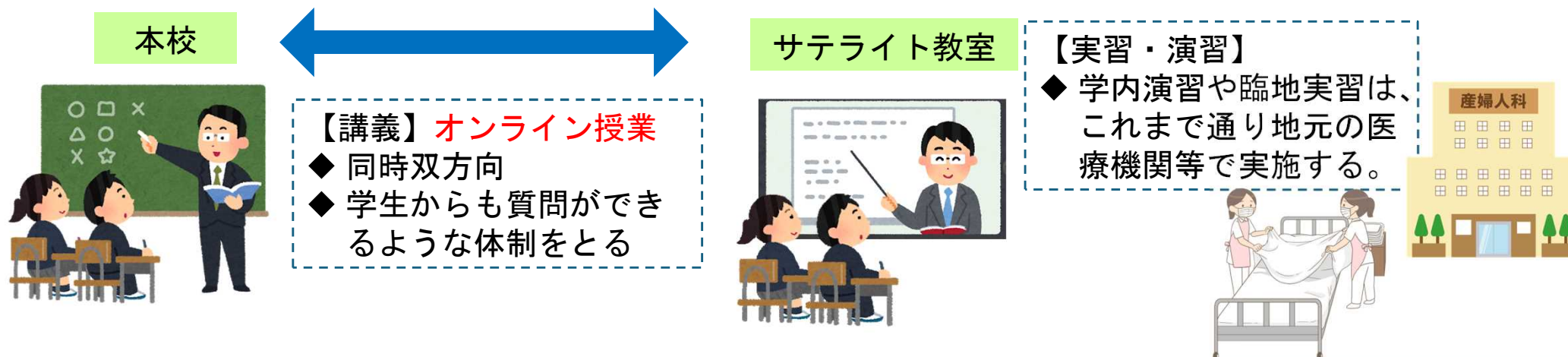
(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

2 看護師等養成所のサテライト構想(案)について

看護職志望者の減少は著しく、医師会立看護師等養成所の存続は危機的状況にあります。地域に必要な看護人材を確保するためには、地域に密着した養成所が重要であることから、日本医師会「医療関係者検討委員会」においてサテライト構想(案)が提言されました。

地域に必要な施設を残すため、複数の養成所の**運営主体を一つ**にし、サテライト校として運営

- 講義は遠隔授業、**演習や実習はサテライト校・地元医療機関で実施**する。
- 講師等の負担軽減、教育の均質化を図ることができる。
- 事務職員、看護教員も少人数で対応可能になる。
- 学生も遠方の学校まで通学せずに済む。



サテライトとして運営する場合の留意事項について、厚生労働省に確認した内容を次頁以降に示しています。

- 現状で、サテライト運営は可能です。サテライト化にあたっては、**運営主体を1つ**にさせていただく必要があります。たとえば、A医師会看護学校をB医師会看護学校のサテライトにする場合は、B医師会が両校の運営主体になります。
- サテライト側にも、一定の教員や遠隔授業時の補助指導員の配置が必要となりますが、単独で運営する場合に比べ、少ない人数での運営が認められます。
- しかしながら、**補助金も1校分となってしまうため、運営に大きな影響があります**。そこで、地域医療介護総合確保基金の運営費補助事業に関して、「**サテライト1か所あたり**」のメニュー（補助単価）を設定してもらうよう、都道府県医師会から都道府県に働き掛けをお願いいたします（本件については、厚生労働省医政局看護課承知済み）。
- サテライト構想については、本校側の利点が薄いことや、遠隔授業等の日程調整、職員の処遇等、実現に向けてはさまざまな困難があると認識しておりますが、地域に養成所を残すための1つの方法として、希望があれば都道府県行政との協議を進めていただければと思います。

看護師等養成所のサテライト教室運用に関する規定について

保健師助産師看護師学校養成所指定規則・看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインにおいて、**サテライト教室による運用を妨げるものではなく**、下記事項に留意し、適切に運用してください。

【専任教員の配置】

- サテライト教室であっても本校の看護師養成所に属するため、学生総定員に応じた専任教員配置等の教育体制を整備する必要があります。
- 具体的には、学生総定員が120人を超える場合に学生が30人を増すごとに1人増員。
- 学生総定員が120人を**超えない場合であっても**、本校とサテライト教室の学生が遜色なく教育が受けられるよう**適切な専任教員の配置**をお願いします。

【授業について】

- 「専任教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提に、多様なメディアを利用した遠隔授業を行っても差し支えない」としているため、サテライト教室において遠隔授業を行うことは差し支えありません。
- ただし、対面で授業を受けている本校との間に不公平が生じないように、遠隔授業を受けている学生のいる**サテライト教室にも専任教員又は補助指導者を配置**し、遠隔授業のシステム管理や質疑対応等ができる十分な指導体制の確保をお願いします。

【施設設備について】

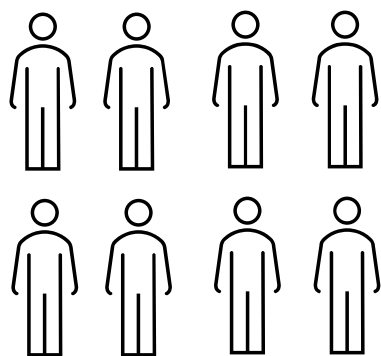
- サテライト教室において恒常的に授業を行うのであれば、教室等の学習環境、図書室の環境や蔵書される図書、視聴覚教室の使用、演習に使用する看護用品等に関して、教育上支障がないように整備をお願いします。

◆ 専任教員の人数の考え方

(例) 看護師3年課程 1 学年定員70人 (本校40人、サテライト30人) の場合

本校 (1 学年40人)

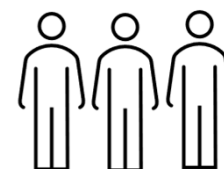
指定規則上 専任教員 8 人



サテライト教室 (1 学年30人)

◆ 総定員が120人を超える場合に30人を増すごとに 1 人増員

仮にサテライト 1 学年30人の場合、最低 3 人必要



◆ 遠隔授業時、教室に教員または補助指導員を配置する必要がある



... 必要数
(何人に対応できるか)

※サテライト側に教員や補助指導員を何人配置すれば、教育上の質の担保、運営面で支障がないか検討が必要。

図書等の留意事項は、これまで運営してきた養成所であれば問題ない。

◆ 運営費補助金の考え方

2つの養成所を1つに統合した場合、**それぞれに交付されていた補助金が1校分のみとなってしまふ**。そのため、教員の減員分と補助指導員の増員分等を勘案して、運営が可能かどうか判断することになる。

統合前（概算）・・・それぞれ専任教員8人、生徒数120人（定員充足）で計算
 A校 16,178,000円 + 1,860,000円（←15,500円 × 120人） = 18,038,000円
 B校も同様とすると、**合計36,076,000円**

統合後（概算）・・・専任教員11人、生徒数210人（定員充足）で計算
 16,178,000円 + 5,526,000円 + 3,255,000円（←15,500円 × 210人） = **24,959,000円** 11,117,000円減額

都道府県医師会
に交渉していただく
必要がある

都道府県行政に対し、**「サテライト1箇所あたり」の補助メニューを追加**するよう要望する。（地域に養成所を残すための措置であり、諸経費はそれぞれの学校（教室）でかかることを考慮する）

標準単価	① 1箇所あたり	② 専任教員増員分	③ 事務職員分	④ 生徒にかかる分	⑤ へき地等
看護師3年課程	16,178	1,842	536	15,500円	1,087
看護師2年課程（全日制）	13,889	1,842	536	17,600円	1,004
看護師2年課程（定時制）	10,417	1,381	402	17,600円	1,004
准看護師	8,080	1842	536	13,100円	973

③事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付がなされている場合

遠隔授業の上限について

(厚生労働省回答)

遠隔授業については、看護師等養成所の指定規則やガイドライン等で、サテライト授業による取得可能な単位数の上限を定めているものはございません。

しかしながら、専修学校設置基準の第十三条で、「専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。」と示されております。

従いまして、看護師等養成所であり、専修学校でもある場合には、専修学校設置基準の第十三条の規定を遵守する必要があります。

3 動画の活用について

講義に関して、動画を活用できないかとの声をいただいています。

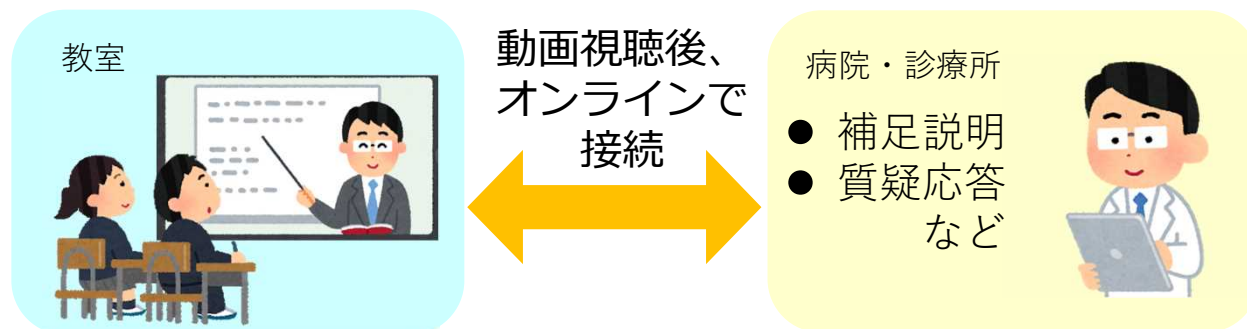
現状では、例えば下図のような仕組みの場合は、看護師等養成所においても動画を活用した授業を行うことは可能です（厚生労働省に確認済み）。

オンデマンド（eラーニング）については、大学では実施可能（実態として看護系大学では導入されていない）なことから、教育の質を担保した形で養成所でも選択肢の1つとして活用できるよう、厚生労働省と協議してまいります（P14）。

動画の活用（案）

予め撮影した講義の動画を視聴してもらい、その後講師とオンラインでつなぎ、補足説明や質疑応答などを行う場合は認められる。

しかし、動画終了後すぐに講師とつながることは、診療等もあり実際には難しいと思われる。



【注意事項】 ※P15 文科省メディア授業告示参照

※動画を流すのみでは、「遠隔授業」としては認められない。

※当該授業に関する学生の意見交換の機会の確保が必要

「*大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりする等」

要望

講義科目におけるオンデマンド(eラーニング)方式の活用 (厚生労働省へ要望)

講師・教員と生徒が対面で作り上げていく授業が基本ではあるが、優れたDX機器等も出てきている中で、教育の質の向上を図りつつ外部講師等の負担軽減ができるのであれば、講義の一部についてオンデマンド（eラーニング）を選択肢として活用することが認められてもよいのではないか。

<趣旨>

◆ 教育の質向上

生徒は、わからない部分を繰り返し視聴できるため、学習の理解が深まることが期待される。また、システム上のチャット機能により、気軽に質問することができる。
活用が進めば、わかりやすい講義を共有化することも可能になると思われる。

◆ 講師・教員等の負担軽減

講師が医師会員の場合、忙しい診療の合間に講義を行うため負担が大きい。また多数の講師との各種調整を行う教員・事務職員の負担軽減にもつながる。

<生徒の受講管理、質の担保>

- ◆ オンライン授業配信システムを使用すれば、視聴確認や小テストの実施なども可能であり、各生徒の学習状況の管理が容易となる。生徒への関わりはこれまでと同様しっかりと行うことが前提である。

教育の質を上げながら、養成所の負担を軽減し、地域での運営の継続を図る

(2) オンデマンド型 (インターネット配信方式等) ※メディア授業告示第2号

【形態】 「同時」又は「双方向」である必要は無い

【指導方法】 ① 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は

② 当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、**【※MOOC等】**

設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導*を併せ行うことが必要。

* 学期末などにまとめてではなく、毎回の授業の実施に当たって併せ行う。

→いつまでに質疑応答を行うべきかについては、従来の通知等では必ずしも明示されていないが、① 学生が疑問をただちに提出できる環境があること、② 当該疑問が次の講義の学修の前提となる場合には、次の講義までに、もしくは次の講義のなかで回答を行うこと、③ ②以外の場合には、講義期間中適切な時期に回答を行うこと、を目安として示してはどうか。

* 「指導」には、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが含まれる。

→従来の通知等では示されていないが、ICTの活用例として、たとえば、よくある質問とそれに対する答えについてAIに蓄積し、学生からの質問があった場合にはAIが回答し、AIが判断に迷う質問については担当教員若しくは指導補助者がフォローする、といった手法も考えられる。

【意見交換】 当該授業に関する学生の意見交換の機会*の確保が必要

* 大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりする等



4 その他の回答、情報提供

① 養成所への財政的支援について

(厚生労働省回答)

地域医療介護総合確保基金を活用した、看護師等養成所の運営補助を含む看護関係事業の充実について（新たな補助メニューの追加も含め検討いただくよう、）全国医政関係主管課長会議の場等を通じて、引き続き都道府県にお願いをしていきたいと考えております。

② 学生への経済的支援について

(厚生労働省回答)

経済的に困難な学生・生徒の皆さまに関係する経済的支援制度については、文部科学省のHPにまとめられておりますので、こちらをご参考にいただければと思います。なお、この他にも、学生への経済的支援について、授業料以外の諸費用に対する財政支援を独自に行っている都道府県もあると承知しておりますので、都道府県にもご相談ください。

文部科学省HP 経済的に困難な学生・生徒が活用可能な支援策

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

※（日医注）高校・大学生・専門学校生への支援が中心です。



学生への経済的支援例

看護職員不足の地域
への就業島根「ふるさと」看護奨学金
「過疎・離島枠」

60万円一括貸与、指定地域の医療機関等に5年勤務で免除
(診療所は県内全域対象)

石川県地域医療支援看護
師奨学金「特別枠」

月10万円貸与(無利息)、貸与
期間と同期間以上、指定医療機
関※で業務に従事すると免除
(※輪島市、穴水町、珠洲市、能
登町の公立病院)

京都府看護師等修学資金
北部地域特別枠

看護職員不足の北部地域の
特別枠実施(金額は同額)

青森県「看護職員資格取得
特別対策事業」

ひとり親家庭等の親又は子で、看護
職員資格を取得し、**県内医療機関に
看護職員として勤務しようとする者と
県内医療機関の雇用希望とのマッ
チングを行い**、当該看護職員勤務希
望者に対し、資格取得に必要な修学
資金を貸与することにより、ひとり親
家庭等の就業支援と看護職員の人
材育成・県内就業の一体的な促進を
図る。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親の方が資格取得を目指
して修業する期間の生活費を支
援する制度

※資格取得後は高等職業訓練修了
支援給付金の給付あり

専門実践教育訓練給付金

厚生労働大臣の指定する専門
的・実践的な教育訓練(専門実
践教育訓練)を受講、修了等し
た場合に、訓練費用の一定割合
を支給

社会人やひとり親家庭
への支援

※以降は中四九地区医師会看護学校協議会での日医講演資料です

(参考) 教員、実習施設確保等に関する取り組み

厚生労働省 看護教育に関するポータルサイト

連絡協議会当日の資料にも掲載されていますが、厚生労働省の看護教育に関するポータルサイトもご活用ください

https://www.mhlw.go.jp/kango_kyouiku/education/index.html#section-5

令和5年度看護職員確保対策事業
看護師等養成所におけるハラスメント対応
事例収集事業 報告書
(日本看護学校協議会 令和6年3月)

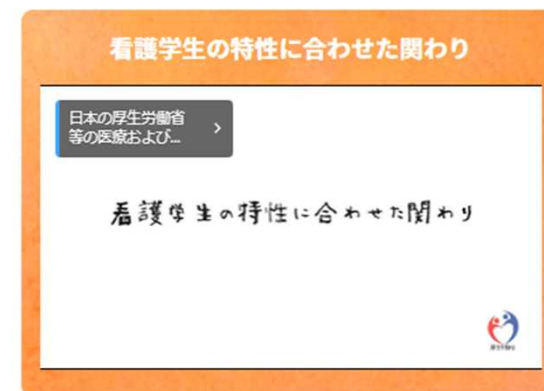


看護教員 brush up動画

ICTを活用したアクティブラーニング



看護学生の実性に合わせた関わり



北海道の取り組み

北海道立江差高等看護学院
看護教員に関心がある看護職のため
のプチインターンシップ(1日職場見学)

教員確保対策の一環として、プチインターンシップ
(1日職場見学)を実施

(北海道庁HPより)
看護基礎教育に興味がある
けどどんな仕事かイメージでき
ない、江差高看の雰囲気を見て
みたいなどと思われている方
ご参加をお待ちしています。

◆ 内容

看護教員の業務や教育課程についての説明、学
院内見学、授業や演習の見学、教務会議への参
加、ランチョンミーティングなど。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/164255.html>

北海道立江差高等看護学院

**看護教員に関心がある看護職のための
プチインターンシップ(1日職場見学)**

江差高等看護学院では看護教員を募集しています。
この度、教員確保対策の一環として、プチインターンシップ
を実施します。看護基礎教育に興味があるけど、どんな仕事か
イメージできない、江差高看の雰囲気を見てみたいなど思われ
ている方、見学にいらしゃいませんか？お待ちしております！

実施場所	北海道立江差高等看護学院（江差町伏木戸町483番地）
実施時期	令和5年10月～令和6年1月のうち希望する1日間 9時～17時（休憩1時間）※土日祝日、12/25～1/19を除く
募集人数	2名程度
募集対象	臨床経験（看護師、助産師、保健師）が5年以上あり看 護基礎教育に興味・関心がある方 （所属の有無、看護教員の資格の有無は問いません）

埼玉県の取り組み

「看護学校の教員に関心がある方への
説明会」を実施

埼玉県高等看護学校教務主任協議会主催
(後援:埼玉県 他)

(埼玉県庁HPより)

説明会では、県内の看護学校の種類や校数、1年間の勤務の流れや年間行事の例といった看護学校に関する説明、学生の特徴に合わせた接し方など看護学校での業務に関する情報を説明・公開しています。

看護学校での勤務についてイメージができる内容となっています。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/2021kanngokyo_uinsetumeikai.html

<https://www.youtube.com/watch?v=SjeprG44aOE>

日本看護学校協議会 令和6年度インターンシップ事業

<https://www.nihonkango.org/teacher/intern/>

1. 目的

看護基礎教育に興味のある看護職員が、看護師等養成所の雰囲気を知り、現場を体験することで看護基礎教育の魅力や関心を深め、看護師等養成所への就業へつなげる事を目的とする。

2. 対象者

看護基礎教育に興味のある看護職資格をもったもの(経験年数は問わない)

3. インターンシップの内容 別紙参照

4. 実施場所 本事業へご協力頂いている各都道府県の看護師等養成所

5. 実施時期 令和6年6月～令和7年2月末頃まで

6. 申し込み方法

1) 申込み受付期間: 令和6年5月31日(金)～令和6年12月20日(金)

2) Googleフォーム → 下記のQRコードもしくはURLからアクセスしてください

7. 費用

1) 参加費は無料。ただし、交通費・宿泊費などは本人負担とする。

2) 研修補償制度の保険(1,060円)(自己負担)に加入



看護職の皆様。看護教員にご興味ありませんか？

令和6年度
看護教員インターンシップ事業

看護教育には興味はあるけど、実際はどんな感じなんだろう？自分の時と違うのかな？と看護学校へのキャリアを考えているけど一歩踏み出せない看護職の方。そのようなお悩みを解決するための支援として、当協議会では1日看護教員体験を実施しています。きっと、一歩を踏み出すきっかけになると思います。是非、ご参加ください。お待ちしております。

期間：令和6年6月～令和7年2月末頃まで
費用：参加費無料
ただし、研修補償制度保険加入費1,060円と交通費等にかかる費用は本人負担。
実施内容：①教員に同行し、授業や演習に参加
②看護教員と交流、情報提供など
申込期間：令和6年5月31日～令和6年12月20日

申し込みはこちらから

(一社) 日本看護学校協議会
03-3537-7381
日本看護学校協議会 インターンシップ

インターンシップの内容(例)について

* 演習や臨地実習に参加する場合は、看護師等養成所の指示に従ってください。

時間	項目	内容・留意事項
8:30～	集合・準備	個人情報保護の誓約書を記入したものを学校に提出
9:00～	オリエンテーション	教職員の紹介・自己紹介 看護師等養成所の概要の説明 感染症対策について
9:30～	教員と一緒に行動	学生の授業・演習等に参加
12:00～	昼食	
13:00～	振り返り	教員と授業参加などの振り返り
	先輩看護教員の話	教員から、看護教員の役割・やりがいについて
	情報提供	看護師等養成所の特徴、支援体制、福利厚生の説明など
14:30～	インターンシップアンケート へのご回答	事前にお送りした URL もしくは QR コードからアクセス
15:00	終了	

※ これは一例であり、看護師等養成所によって内容に違いがあります。
また、感染症の拡大状況により、時間・内容が変更することがあります。

インターンシップを希望する方から日本看護学校協議会に申込があった場合、協議会の方で実施協力校と調整を行う。

厚生労働省 令和4年度看護職員確保対策特別事業

看護教員と看護職員の人事交流等の看護職員確保に係る好事例収集事業 (日本看護学校協議会)

看護教員

最新の治療や医療現場の状況等を理解し、看護実践能力を維持向上

医療機関

学生の特性を理解するとともに、看護基礎教育での指導内容をふまえた実習指導の実施が可能に

その他の効果

学生のリアリティショックの低減、新人看護職員の指導力等向上、離職防止、組織間の現状理解や課題共有が進み連携が強化される 等

◆ 学校と経営母体を同じくする医療機関等がほとんどであるが、岸和田市医師会看護専門学校と、主たる実習施設である民間病院との人事交流も掲載されている。

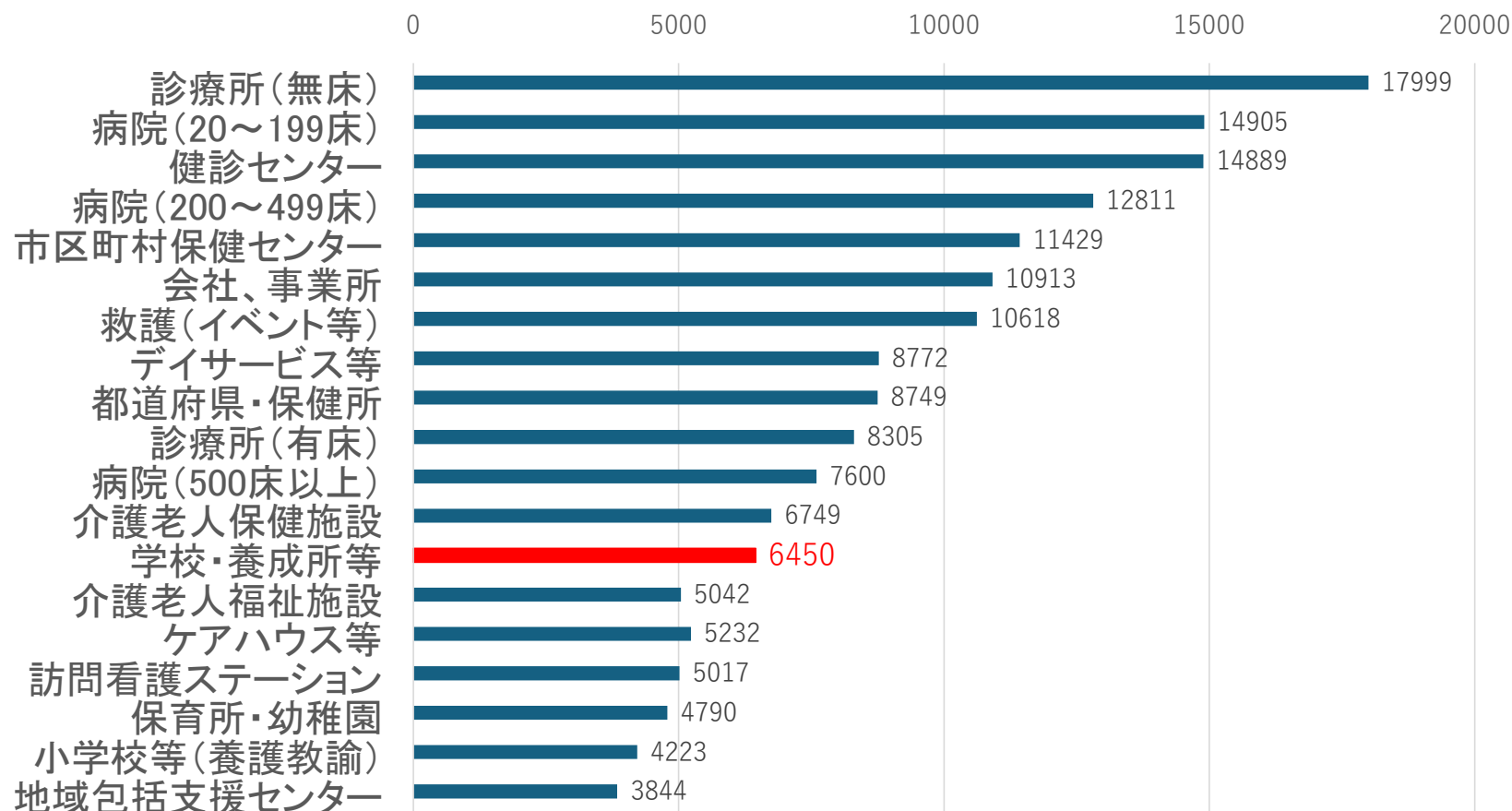
- ・ (病院側) 数年の臨床経験がある看護職員が専任教員養成講習会を受講
 - ・ 2年間看護学校に出向し、授業・演習・臨地実習にあたる。
- ※所属する病院との労働契約を継続したまま「出向に関する協定書を交わす。



<https://www.nihonkango.org/report/recruitment/pdf/personnel.pdf>

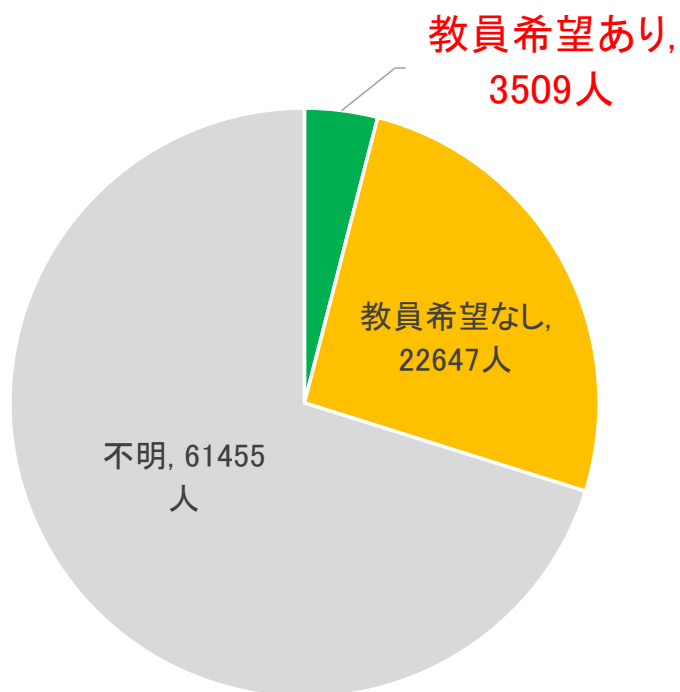
ナースセンターにおける看護教員の求職・就職状況①

希望する施設種類別の求職者数(複数回答)



ナースセンターにおける看護教員の求職・就職状況②

教員希望の有無(看護師免許あり)



教員希望有無は、必須回答項目ではないため、回答がないデータは「不明」としているが、教員の希望がある者も約3500人いる。

2022年度ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人・就職に関する分析報告書

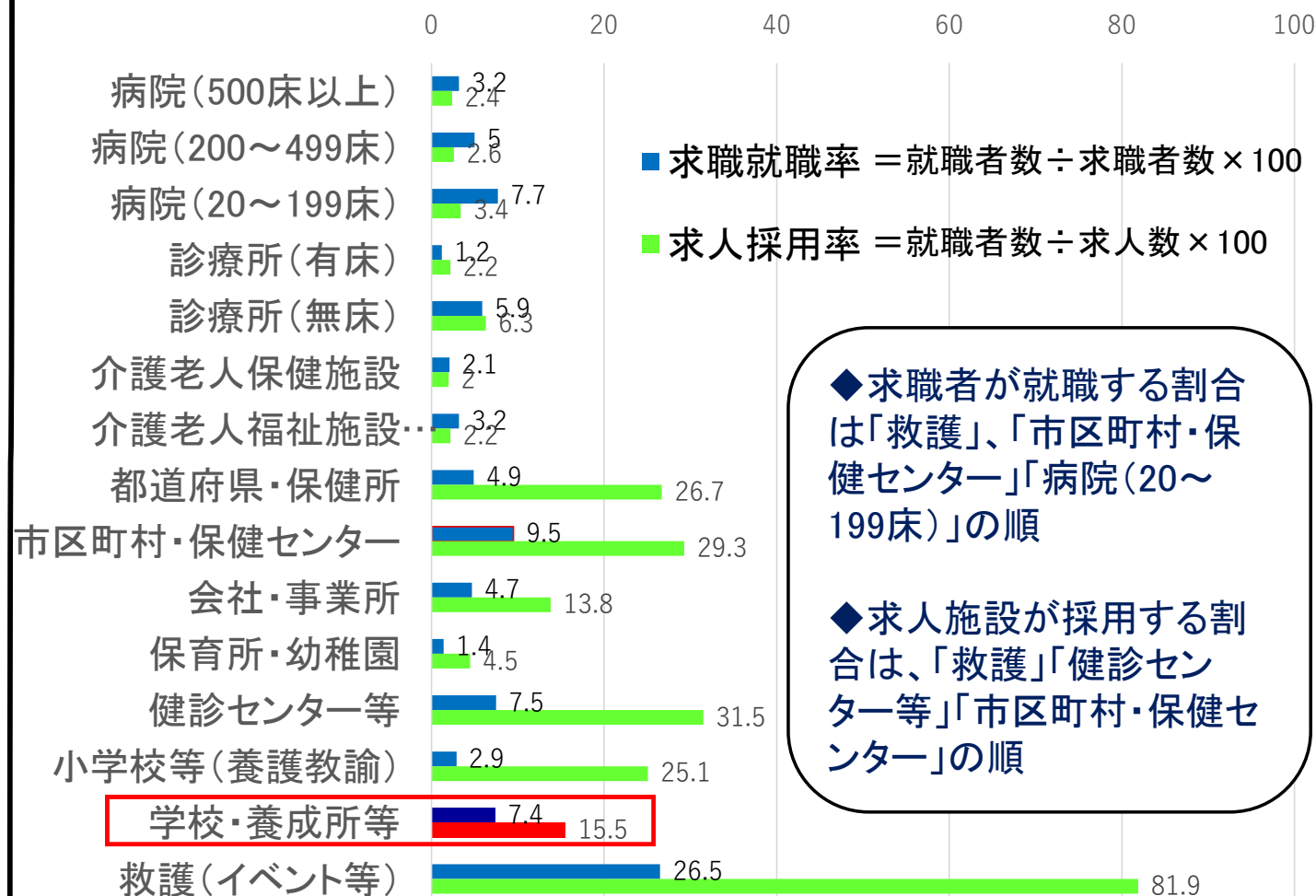
ナースセンターにおける看護教員の求職・就職状況③

2022年度

学校・養成所に就職した者

雇用形態	人数
全体	4 7 7 人
常勤	6 4 人
非常勤	2 4 4 人
臨時雇用	1 6 9 人

ナースセンターの紹介により
「学校・養成所」に就職した者は
非常勤または臨時雇用が多い。



2022年度ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人・就職に関する分析報告書

神奈川県取り組み

①実習指導者講習会等受講事業

講習会受講経費：受講料、教材費、旅費
代替職員経費(受講期間中の業務に対応するものに限る)：人件費、手当

基準額：

(病院の場合)

講習会の受講者 1 人当たり 582 千円

(病院以外の施設の場合)

講習会の受講者 1 人当たり 97 千円

補助率：3 分の 1

②実習受入施設職員等雇用事業

対象経費：実習受入施設における専任教育担当者や実習指導者等の指導に係る職員を補佐するための職員雇用に係る人件費、手当

基準額：1 施設当たり 582 千円

補助率：3 分の 1

岐阜県取り組み

新規または拡充して実習を受け入れる施設に対し、実習施設として必要となる設備の整備費にかかる経費及び実習指導者の人件費、実習指導者講習会受講に要する経費の一部を補助する。

対象経費

- ①実習生の更衣室や休憩室を確保するための備品及び看護用具等の設備整備にかかる経費
- ②実習指導者となる者が厚生労働省若しくは県が実施する実習指導者講習会(又はこれに準ずるものが実施する研修)を受講する際の経費
- ③実習受入期間中の実習指導者の人件費

補助率 2 分の 1

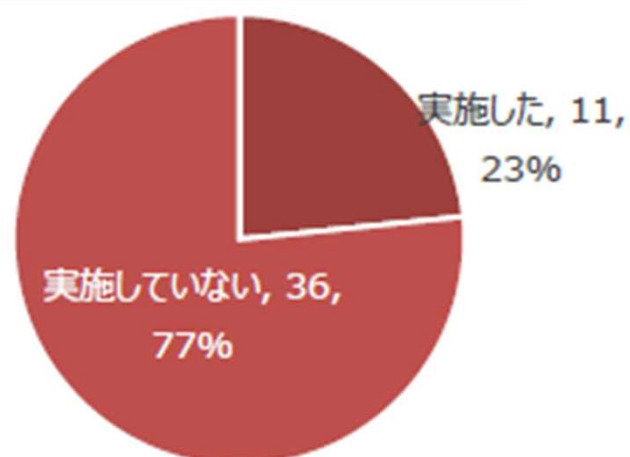
[上限①250 千円、②25 千円(ただし、特定分野のみの場合 7 千円)、③130 千円]

都道府県による看護師等養成所の実習施設の調整実施状況

- 看護師等養成所のうち、看護師及び保健師養成所については調整を実施した割合が約 2 割、助産師養成所については1.5割であり、准看護師養成所については実施していないと回答した都道府県が 8 割を超えていた。

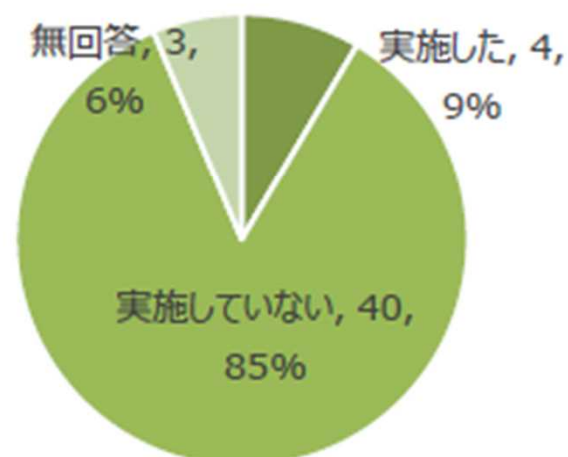
看護師養成所

n=47



准看護師養成所

n=47



※ 平成31年2月8日時点 看護課調べ

具体的な調整の内容

○ 具体的な調整内容としては、実状を共有する会議の場の提供を実施する都道府県が多かった。

看護師養成所

複数回答可。()内は回答数。

- ・ 県内(学校)養成所が集まる会議を主催し、その場を活用して養成所の実状を共有する場を提供する。(3)
- ・ 実習施設の確保が困難な養成所のみ、個別に相談があれば実習関係の情報提供等の対応を行う。(2)
- ・ 医療機関等の実習実施・受け入れ希望状況等について養成所に情報提供を行う。(1)
- ・ 受け入れ未実施の医療機関等に対し説明会の開催や直接訪問するなど協力医療機関等の開拓を行っている。(1)
- ・ 市町村保健センター実習は、県内養成所から提出された実習計画を一覧にまとめ、実習の重なりがあれば養成所間での調整を依頼し、完成した計画表を養成所及び市町村に送付する。(1)
- ・ 県内学校養成所からなる教育機関協議会より、調整依頼を受け、保健所及び市町村の受入調整を行っている。(1)
- ・ 県内(学校)養成所が属する団体(教育機関・施設の協議会等)主催の会議に場(都道府県庁の会議室等)を提供する。(1)
- ・ 北部地域の医療機関の実習受入れ可否状況(助産学以外の領域含む)等を一覧にして県内学校養成所に訪問して情報を提供する。(1)
- ・ 県が主催する病院や訪問看護ステーションの看護管理者等が集まる場で出席者全体に向け県内看護師等養成所学生実習の受入れについて依頼している。(1)
- ・ 訪問看護ステーションに実習を受けてもらいやすい様、看護師等養成所に対して訪問看護ステーションの実習謝金への補助の増額を行っている。(1)
- ・ 県内の市町における学生実習を調整し、年間計画を作成する。(1)
- ・ 県内(学校)養成所が属する団体(教育機関・施設の協議会等)主催の会議に出向いて、実習関係の情報提供を行う。(1)
- ・ 県内(学校)養成所が属する団体(教育機関・施設の協議会等)主催の会議に出向いて、実習施設の調整を行っている。(1)

実習施設調整を行っていない理由

平成31年2月時点
厚生労働省調べ

- 看護師養成所以外の養成所については「実習施設の確保は各養成所が教育目的に合わせて行うものと考えている」を理由として回答した都道府県が最も多かった。

看護師養成所

n=14 (自由記載)

- ・ 実習施設の確保は各養成所が教育目的に合わせて行うものと考えているため。(10)
- ・ 養成所からの要望がなく、養成所主体で確保できている。(3)
- ・ 実習施設の指導体制等を把握していないため。(1)
- ・ 養成所間の調整会議があり、施設紹介のみで養成所で確保できているため。(1)

准看護師養成所

n=16 (自由記載)

- ・ 実習施設の確保は各養成所が教育目的に合わせて行うものと考えているため。(8)
- ・ 養成所からの要望がなく、養成所主体で確保できている。(7)
- ・ 実習施設の指導体制等を把握していないため。(1)

「要望がないため」と
の回答が半数

各学校養成所では、実習施設の調整が非常に困難になっていることから、都道府県行政において、ぜひ調整をお願いしたい。

- ・ 県内養成所、関係医療機関を集める会議の開催
- ・ 医療機関等の実習実施・受入れ希望状況等の情報提供
- ・ 受入れ未実施の医療機関等への説明会開催や直接訪問するなど協力医療機関の開拓
- ・ 市町村保健センター等の実習受入れ調整 等

沖縄県では、県内3大学と専門学校5校
の全てが参加する全体会議を開催